

新年のご挨拶

一昨年前から新型コロナウイルスに悩まされ続ける中、さくら合同事務所へひとかたならぬご厚情を賜りありがとうございました。本年もご指導とご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さくら通信も、ついに200号を超えることができました。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

令和4年元旦

元気で長生きした者が人生の勝ち組！！

82歳の経営者。城南高校を卒業して64年。同窓会の世話役としての感想。東大・京大・医学部に進学した勝ち組の中にも早逝した者、出世競争の敗残者がいる。

学生時代には目立たなかったが、事業を起こし、元氣一杯の者もいる。「人間万事塞翁が馬」。最後は、健康と困らない程度のお金があれば良い。



(竹内)

令和4年度税制改正大綱

報道等にあるとおり、令和3年12月10日付けで、令和4年度与党税制改正大綱が公表されましたので、主な改正事項をまとめてみました。

<個人所得税関係>

① 住宅ローン減税について

適用期限を令和7年末まで4年延長するとともに、対象借入限度額を最大5千万円(認定住宅)、控除率を0.7%、控除期間を最大13年間とする。

- ② 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除制度を限度額、控除率を変更の上2年延長する。
- ③ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度を2年延長する。
- ④ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度を2年延長する。

<金融・証券税制>

- ① 一定の内国法人が、完全子法人や発行済株式の3分の1超を保有する内国法人から受ける配当は所得税を課さないこととし源泉徴収も不要とする。令和5年10月1日以後の配当について適用する。
- ② 上場株式等の配当等で、支払法人の発行済株式の総数の3%以上を保有する場合の受取配当を総合課税の対象とする。令和5年10月1日以後の上場株式の配当について適用する。

<資産課税>

- ① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等
適用期限を令和5年末まで2年延長するとともに、非課税限度額を1,000万円(耐震、省エネ又はバリアフリー住宅)、500万円(左記以外)に引き下げる。令和4年1月1日から適用する。
- ② 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長(令和6年3月31日まで)とする。
- ③ 土地に係る固定資産税の負担調整措置
一定の商業地の令和4年度の課税標準額については、一定の上下限を設けた上で、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とする。

<法人税関係>

① 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置の改組

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除をする。増加割合が4%以上であるときは控除率に10%を加算し、また教育訓練費の増加割合が20%以上であるときは控除率に5%を加算する。(但し控除額は当期の法人税の20%を限度とする)

- ② 中小企業における所得拡大促進税制について1年延長する。雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であるときは税額控除率に15%を加算をし、さらに教育訓練費の増加割合が10%以上であるときは控除率に10%を加算することで最大40%の控除率となる。
- ③ 少額減価償却一括償却資産特例の対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産を除外した上で、適用期限を2年延長する。

本大綱は、今年3月の通常国会にて法案として成立することが予想されます。

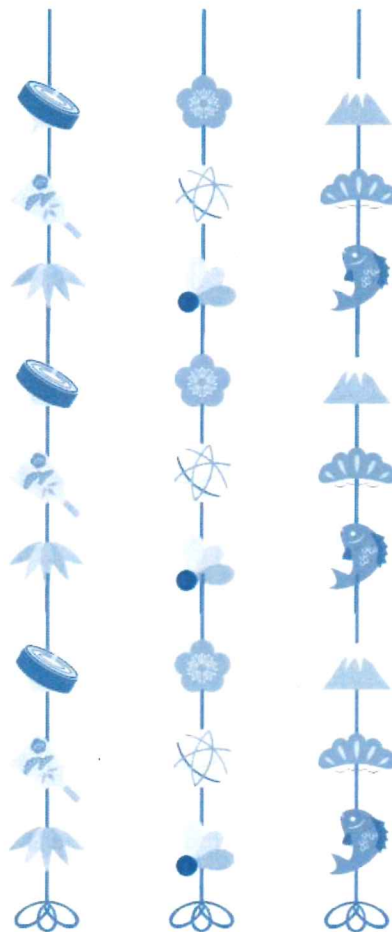
(大寺)

令和4年 新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願い致します。



◇ 2022年(令和4年)の厚労省関連の主な改正 ◇

- (1)2022/1～ 傷病手当金の見直し ⇒ 暦の通算から支給期間の通算へ変更(1年6カ月)
- (2)2022/1～ 高年齢者の雇用保険2カ所事業所通算 ⇒ 65歳以上で合計週20時間以上になる労働者の雇用保険の加入特例
- (3)2022/4～ パワハラ防止対策の義務化(中小企業)
- (4)2022/4～ 育児休業等の個別周知義務化(育児休業等の環境整備・個別周知義務化)
有期労働者の要件緩和(育児休業・介護休業)
- (5)2022/4～ 在職老齢年金制度の見直し
 - ① 在職定時改定の導入(65歳以上の者)⇒ 在職中でも年金額の改定を定時に行う
(毎年1回・10月分から)
 - ② 在職老齢年金制度の見直し
60歳以上65歳未満の在職老齢年金の年金受給月額
(現在)支給停止の基準額28万円 ⇒ 現行の65歳以上と同じ47万円に引き上げ
・AとBの合計額が47万円以下 ⇒ 全額支給
・AとBの合計額が47万円超 ⇒ 一部停止か全部停止
※ A:基本月額
⇒ 加給年金額を除いた(特別支給)老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額
※ B:総報酬月額相当額
⇒ (その月の標準報酬月額)+(その月以前1年間の標準賞与額の合計)÷12
 - ③ 受給開始時期の選択肢拡大(現在・原則60～70歳の間)
・【繰上げ受給】現在 ⇒ 最大30%減額(0.5%/月)
改正後 ⇒ 24%減額(0.4%/月)
・【繰下げ受給】現在70歳まで ⇒ 最大42%増額
改正後75歳まで ⇒ 最大84%増額
- (6)2022/10～ 社会保険の適用拡大 ⇒ 社会保険加入の100人超従業員規模への拡大
(週20時間以上 / 所定労働時間・月額8.8万円以上・勤務期間2カ月超)
- (7)2022/10～ 育児休業中の社会保険料免除見直し
⇒ 2週間以上の育児休業も給与の社会保険料免除対象
⇒ 1カ月超の育児休業に限り賞与の社会保険料免除対象



新型コロナウイルスの影響で、元の生活にはまだ戻れず、制約のある日常が続いております。
今年こそはコロナが終息し、皆様方が自由に活動できる正常な状態になることをお祈り致します。

(竹内政代)

1月の社会保険労務

31日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満10月～12月分>(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
労働保険料の納付<延納第3期分>(郵便局または銀行)
有期事業概算保険料延納額<12～3月>の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

医療係

❀❀ 新型コロナ感染症感染拡大防止継続支援補助金 ❀❀

令和3年11月1日より、令和3年度新型コロナ感染症感染拡大防止継続支援補助金の申請が開始されています。

○補助の対象となる医療機関等

院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問介護事業者及び助産所

○補助基準額(上限額)

- 病院 10万円
- 有床診療所(医科・歯科) 10万円
- 無床診療所(医科・歯科) 8万円
- 薬局・訪問介護事業所・助産所 6万円

※令和3年10月1日から令和3年12月31日までにかかる感染防止に要する費用

○申請受付期限

令和4年1月31日

○申請方法

厚生労働省ホームページ内から電子申請により申請

経費の支出期間は終了していますが、対象となる関連経費があった場合は申請を検討してみたいでしょうか。

(田中)



■ 本年最初の給与支払日の前日

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先…給与の支払者(所轄税務署長)

■ 1月11日

- 2 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)

■ 1月31日

- 3 支払調書の提出
- 4 源泉徴収票の交付
交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- 5 固定資産税の償却資産に関する申告
- 6 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業税)・法人住民税)
- 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
- 9 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
- 10 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
- 11 消費税の年税額が4800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分) (消費税・地方消費税)
- 12 給与支払報告書の提出
(1)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
(2)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
- 1月中において市町村の条例で定める日
- 13 個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)

リスマネ委員会

❀❀ 生命保険料控除について ❀❀

年末調整・確定申告での生命保険料控除区分は三種類に分類されます。

1. 一般生命保険料

生存または死亡に基因して支払う保険金、その他給付金に係る保険料

2. 介護保険料

入院通院などに伴う給付部分に係る保険料

3. 個人年金保険料

個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険に係る保険料

※主契約と特約の保険料については、それぞれの保障内容により各控除区分が適用されます。

※ご契約の締結時期により、適用される制度が異なります。

2011年(平成23年)12月31日迄に締結した保険契約は旧制度

2012年(平成24年)1月1日以降に締結した保険契約は新制度が適用されます。

それぞれの計算式に基づき算出した各控除額を合計した金額が、所得税の所得控除として(最高12万円)住民税の所得控除で(最高7万円)差し引かれます。

税率を掛ける前の所得が低くなることにより所得税・住民税の負担が軽減されます。

(さくらビジネス)



資産税係

❀❀ 遺言書の有効性について ❀❀

『某資産家が残した遺言書の筆跡は別人のもので本人が書いたものではなく無効だ』という訴訟がニュースになっています。

自筆証書遺言については、相続開始後、「無効だ」と主張されるケースも増えているようです。このニュースのように筆跡が異なるというのや、「遺言を書いた時すでに認知症で意思能力がなかったから、遺言は無効だ」という主張も多くあります。

自筆証書遺言でなく公正証書遺言なら100%大丈夫というわけでもありません。アルツハイマー型認知症を発症していた被相続人が公正証書遺言をした事例において、長谷川式認知症スケールや医師の意見書、日常の行動などを検討した上で、遺言の当時、遺言能力がなかったとして、公正証書遺言を無効とした、という判決があります。(東京地裁平成29年6月6日判決)

遺言能力が争われる可能性がある場合は、遺言能力を後日立証できる下記のような証拠を残すことが大切です。

・医師による意見書

・遺言作成時や遺言作成前後の会話等の録音、録画 など



(坂田)

電子帳簿保存法の改正④

❀❀ 税制改正大綱 ❀❀

令和3年12月10日に決定した令和4年度税制改正大綱に、改正電子帳簿保存法の猶予が盛り込まれました。

改正電子帳簿保存法は令和4年1月1日に施行されますが、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間は、電子データで受け取った請求書や領収書等について、一定の要件を満たせば、引き続き紙で保存することができるようになる見込みです。

一定の要件とは、下記の2つの要件を満たすこととされています。

・電子データを電子帳簿保存法が定める保存要件に従って保存することができなかったことについて税務署長がやむを得ない事情があると認めること

・税務調査等で電子データの出力書面の提示をできるようにしていること

なお、引き続き紙で保存する場合であっても、税務署長への届け出は不要であるとのこと。

このように施行直前になって発表された猶予制度ですが、それでも電子化に対応しなくてよいということではありませんので、今後に向けて電子化への対応を進めておく必要があります。



(孝志苗)

相続税と贈与税の一体化について（見送り）

一部のネットやマスコミで話題になっておりました、相続税と贈与税の一体化（贈与税の年 110 万円の非課税枠の縮小・廃止）については、令和 4 年度税制改正において、一旦見送られました。

しかしながら、税制改正大綱には、下記の文章が明記されていることから、今後の動向には引き続き注目が必要です。

「相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」（令和 4 年度税制改正大綱 P10(2) 相続税・贈与税のあり方より抜粋）

（大寺）



本年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていきたいと思えます。
さて、2022 年 1 月号ということで、毎年恒例の「今年の目標」を掲載しました。ぜひ、ご覧ください。（大西）

痩せたい (Y.T) とくしまマラソン完走 (大寺) 95を切る (I) 資産100億円 (桃鉄) (ごっち)
 運動 (竹内) 継続 (K)
 良い年にする (h) 休肝日 年間186日(あもう) 健康と事故に気を付ける (K 3) 運動する (S.O)
 J 1 昇格 (ばんばん) ダイエット!! (TM)
 週に1回は運動する (T.W.) 健康管理に気を付ける(ドカベン)の妹) 早寝早起きをする (H)
 今年こそ規則正しい生活を目指す (Y O) ウォーキングの継続 (A.Y)
 健康的な生活! (K) 体調維持 (O) 運動する (m) 姿勢をよくする(MO)
 キスールに会う (きしがみ) 心穏やかに過ごす(H²) 挑戦 (C.U)
 柔軟体操を継続する (K.S) 久しぶりに孫に会う(ふなっしー) 目指せ! イーグル! (みんゴル) (M)
 老化に耐える(NK) 節制(H.O) 今年こそ! 今年こそ!! 108切り!!! (たかし 早) 無病息災 (Y.S)
 健康 (N.N) 新しいことに挑戦する! (M.O) デトックス!! (こんぴー) 温泉でゆっくりする (T)
 安産! (M.O) 毎日挑戦 (H.H)
 一日5分ヨガ継続! (T.K) 体力UP! (S.N) 終息後、飛んでイスタンブール (竹政)
 健康第一 (N T) 今より5分早く起きる (H) 新しいものを作り続ける (T.T)
 土・日・祭日 1万歩 (F.N) 睡眠を十分にとる (Y) BMI 標準値 22 を切る (M.Y)

年末年始休暇のご案内

12月29日(水)から1月4日(火)まで 年末年始休暇とさせていただきます。

何かとご不便をおかけする事と存じますが、ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

今年の目標 (仕事について)

新年を迎えるにあたり、昨年やり残したことを踏まえて色々な目標を立てております。
 2021 年は所長に就任したこともあり、例年以上にやり残したことが多い年でした。
 2022 年は、世の中の ICT 化にうまく乗って行くことを仕事の目標にしたいと思います。
 本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（孝志洋）

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、
 の内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負
 いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
 さくら社会保険労務士法人
 (株)さくらビジネスサービス
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
 〒770-0025 徳島市佐古五番町 2 番 5 号
 ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
 Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
 TEL: 088-625-2556
 FAX: 088-654-1181